



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課）…………… 2
- 都市計画の変更・3件（都市計画・モノレール課）…………… 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定…………… 5
- 道路交通法に基づく物件の保管…………… 7

内水面漁場管理委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項…………… 8

告 示

沖縄県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成28年 9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
大城宜宏	宮古島市平良字松原1671番地2 101号室	平成28年 7月25日
ゆいまーる鍼灸整骨院経塚院（田中真莉奈）	浦添市字経塚666番地3 グリーンシャトー I 103	平成28年 8月15日

沖縄県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
こりこり鍼灸整骨院（喜如嘉朝彦）	北谷町北前一丁目2番7号津嘉山ビル201	平成28年7月1日
こりこり鍼灸整骨院（村山隆）	北谷町北前一丁目2番7号津嘉山ビル201	平成28年8月1日

沖縄県告示第483号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、港川加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成28年9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第484号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年9月16日から同月30日まで本部漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 本部町字大浜883番地の4 仲宗根アパート204 喜屋武健、本部町字健堅1008番地 古堅宗芳
- 2 加入区 本部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 本部漁業協同組合

沖縄県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年9月16日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 真地久茂地線
- 2 供用開始の区間 那覇市桶川1丁目84番7から那覇市桶川1丁目83番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月16日

沖縄県告示第486号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成28年9月16日から同年10月7日まで沖縄県土木建築部港湾課及び竹富町役場において縦覧に供する。

平成28年9月16日

船浮港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 出願書受理年月日 平成28年8月29日
- 2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

(2) 埋立区域

ア 位置

- (7) 埋立区域1 八重山郡竹富町字西表船浮2461番、2462番及び2476番の地先公有水面
(4) 埋立区域2 八重山郡竹富町字西表船浮2461番2の地先公有水面

イ 区域

- (7) 埋立区域1 次の各地点を順次に結んだ線、⑦の地点と①の地点を結ぶ平成27年春分の満潮位(D. L. +1.84m)における公有水面と陸地との境界線及び昭和53年10月26日付け沖縄県指令土第949-1号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +1.78mにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点船浮(北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒)から151度46分14秒453.39メートルの地点
②の地点 ①の地点から194度55分00秒3.54メートルの地点
③の地点 ②の地点から284度54分48秒17.00メートルの地点
④の地点 ③の地点から195度00分35秒45.00メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から285度00分27秒3.94メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から194度57分47秒0.47メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から285度00分37秒1.36メートルの地点

- (4) 埋立区域2 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ昭和53年10月26日付け沖縄県指令土第949-1号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +1.78mにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点船浮(北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒)から147度52分34秒471.26メートルの地点
②の地点 ①の地点から104度47分15秒10.16メートルの地点
③の地点 ②の地点から194度47分18秒14.17メートルの地点
④の地点 ③の地点から284度47分15秒10.16メートルの地点

ウ 面積

- 埋立区域1 386.49平方メートル
埋立区域2 143.79平方メートル
合計 530.28平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 八重山郡竹富町字西表船浮2460番、2461番、2462番、2476番、2477番2及び2479番2の地先公有水面

- イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とEの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 四等三角点船浮(北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒)から151度55分19秒418.14メートルの地点
Bの地点 Aの地点から104度47分16秒92.28メートルの地点
Cの地点 Bの地点から194度47分17秒85.00メートルの地点
Dの地点 Cの地点から284度47分17秒89.90メートルの地点
Eの地点 Dの地点から9度6分1秒26.06メートルの地点

- ウ 面積 7,821.21平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・1号国道330号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 沖縄市胡屋一丁目、中央一丁目及び中央三丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・10号汀良翁長線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里石嶺町2丁目
 - (2) 削除する部分 那覇市首里石嶺町2丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 豊見城市字宜保及び字高安
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 うるま市農水産業振興戦略拠点施設 うるま市字前原183番2ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 うるま市 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市長 島袋俊夫
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年9月16日から同年10月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年9月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年8月18日 沖縄県指令土第716号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁1932番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市潮崎町一丁目1番地 糸満市長 上原昭
- 5 検査済証番号 平成28年9月5日 第4321号
- 6 工事完了年月日 平成28年8月12日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第143号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年9月16日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	アラハビーチ	北谷町役場 (町長) 野国昌春	平成28年8月10日から 平成29年8月9日まで
	エメラルドビーチ	一般財団法人沖縄美ら島財団国営公園管理部 (部長) 西銘宜孝	平成28年10月26日から 平成29年10月25日まで
プレジャーボート提供業	R I S E石垣島	L e a L e a 合同会社 (代表社員) 清水皓	平成28年6月16日から 平成29年6月15日まで
	有限会社北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役) 座喜味盛和	同上
	有限会社NEWS	有限会社NEWS (代表取締役) 万田寿也	同上
	リーファーズ	リーファーズ (代表者) 坂崎宏次	同上
	沖縄体験ニライカナイ	有限会社ニライカナイ (代表取締役) 加蘭明宏	同上
	ダイビングサービス シードアー	ダイビングサービス シードアー (代表者) 関口正樹	同上
	ブルースタイル沖縄株式会社	ブルースタイル沖縄株式会社 (代表取締役) 濱里正悟	平成28年6月27日から 平成29年6月26日まで
	M a r i n C h u	株式会社U n i o n (代表取締役) 堺健太	同上

	マリンクラブベリー	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	水納島ビーチ・マリンショップ有限会社マーメイド	有限会社マーメイド (代表取締役) 中山任加	同上
	J E Tクルーズ	合同会社MARE レジャー開発 (代表社員) 那須野優	平成28年7月7日から 平成29年7月6日まで
	O c e a n S t u d i o	株式会社GO2K (代表取締役) 井口仁	平成28年7月13日から 平成29年7月12日まで
	有限会社アイランドワークス	有限会社アイランドワークス (代表取締役) 藤井一郎	同上
	セブンシーズ	セブンシーズ (代表者) 春川淳	同上
	株式会社北谷海遊	株式会社北谷海遊 (代表取締役) 知念博文	平成28年7月22日から 平成29年7月21日まで
	株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 今日一良	同上
	有限会社やんばる自然塾	有限会社やんばる自然塾 (代表取締役) 島袋徳和	同上
	アプリシエイト	アプリシエイト株式会社 (代表取締役) 新垣尚哉	平成28年8月12日から 平成29年8月11日まで
	合資会社Ohana Island	合資会社Ohana Island (無限責任社員) 濱川清孝	同上
潜水業	アイランドブリーズ	有限会社ピナクル (代表取締役) 屋宜孝	平成28年6月16日から 平成29年6月15日まで
	ダイビングサービス シードアー	ダイビングサービス シードアー (代表者) 関口正樹	同上
	有限会社NEWS	有限会社NEWS (代表取締役) 万田寿也	同上
	アルファダイブ沖縄	アルファダイブ沖縄 (代表者) 武富彰	同上
	リーファーズ	リーファーズ (代表者) 坂崎宏次	同上
	キラールホエール	キラールホエール (代表者) 久米村治記	同上
	シープレイス	株式会社シープレイス (代表取締役) 宗光保彦	平成28年6月27日から 平成29年6月26日まで
	有限会社北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役) 座喜味盛和	同上
	マリンクラブベリー	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	株式会社マレア・クリエイト	株式会社マレア・クリエイト (代表取締役) 鳥居敏	平成28年7月13日から 平成29年7月12日まで
	有限会社アイランドワークス	有限会社アイランドワークス (代表取締役) 藤井一郎	同上

Ocean Studio	株式会社GO2K (代表取締役) 井口仁	同上
株式会社うみたび マリントリップ沖縄	株式会社うみたび (代表取締役) 高橋達也	平成28年7月17日から 平成29年7月16日まで
株式会社北谷海遊	株式会社北谷海遊 (代表取締役) 知念博文	平成28年7月22日から 平成29年7月21日まで
シーラバース沖縄店	株式会社アセット・モア (代表取締役) 竹山嘉一	同上
株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 今日一良	同上
Blue-Poem	Blue-Poem (代表者) 高山太郎	同上
株式会社ナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	平成28年7月31日から 平成29年7月30日まで
アプリシエイト	アプリシエイト株式会社 (代表取締役) 新垣尚哉	平成28年8月12日から 平成29年8月11日まで
那覇オーシャンダイバーズ	株式会社海屋 (代表取締役) 藺田大典	平成28年8月17日から 平成29年8月16日まで
JAMマリクラブ	有限会社JAM (代表取締役) 新井仁	同上
プズマリダイバーズクラブ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	同上
ダイブサプライ・スモールフィッシュ	ダイブサプライ・スモールフィッシュ (代表者) 杉本隆	平成28年8月19日から 平成29年8月18日まで

沖縄県警察本部告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条第2項の規定により、物件を次のとおり保管した。

平成28年9月16日

沖縄県名護警察署長 國 吉 盛 純

1 保管した物件

整理番号	名称又は種類	形状	数量
1	単管パイプ	長さ 2 m、直径 5 cm	27
2	単管パイプ	長さ 2 m、直径 5 cm	52

2 保管した物件があった場所

整理番号	場所
1	東村字高江在米軍北部訓練場ヘリパッド（通称N-4地区南口）先県道70号線上
2	東村字高江在米軍北部訓練場ヘリパッド（通称N-4地区北口）先県道70号線上

3 保管した物件を除去した日時

整理 番号	日時
1	平成28年 7月22日 5時
2	平成28年 7月22日 6時

- 4 保管を始めた日時 平成28年 7月22日13時
- 5 保管場所 名護市東江五丁目21番9号 沖縄県名護警察署
- 6 保管した物件の返還の手続 保管した物件の所有権等の権原を有することを証する書面を、沖縄県名護警察署交通課に提出し、返還を受けること。なお、告示の日から起算して6か月を経過してもなお返還の手続がなされないときは、当該物件の所有権は沖縄県に帰属する。
- 7 問合せ先 〒905-0021 名護市東江五丁目21番9号 沖縄県名護警察署交通課 電話番号 (0980) 52-0110 (内線410)

内水面漁場管理委員会事項

沖縄県内水面漁場管理委員会指示28第1号

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年 9月16日

沖縄県内水面漁場管理委員会

会長 立 原 一 憲

（採捕水域の制限）

第1 沖縄県名護市、今帰仁村、大宜味村、国頭村及び東村における内水面（名護湾に流入する河川を除く。）並びに海面につながる河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の波打ち際の水域をいう。以下「河口」という。）において、沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合を除き、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、第2の第1号に掲げる者が、次の各号のいずれかにより行う採捕については、この限りではない。

- (1) 6月から10月までの期間において河口で行う採捕
- (2) たも網、さで網、カニカゴ、もんどり、セルビン及びどう並びに4月から10月までの期間においてサーバーネットを用いて行う採捕

（承認の対象者）

第2 承認の対象者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 試験及び研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者
- (3) 保護のために採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第3 第1の本文の規定による承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更申請）

第4 第3の承認を受けた者が、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）の記載事項を変更しようとするときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所又は使用する漁具若しくは漁法のいずれかを変更する場合は、委員会の承認を受けなければならない。

（承認証の再交付申請）

第5 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

第6 委員会は、第3又は第4の規定により承認をしたとき、又は第5の規定により申請があったときは、リュウキュウアユ採捕承認証（第4号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の携帯）

第7 承認を受けた者は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合は、承認証を携帯しなければならない。

（報告書の提出）

第8 承認を受けた者は、承認期間が終了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（所持及び販売の禁止）

第9 何人も承認を受けずに採捕されたリュウキュウアユ（これよりふ化した稚仔魚及びリュウキュウアユの加工品を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（制限又は条件）

第10 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付することができる。

2 承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

（承認の変更、取消し又は採捕停止等）

第11 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、取り消し又は採捕を停止させることができる。

（承認の追認）

第12 沖縄県内水面漁場管理委員会指示27第1号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとみなす。

（電子情報処理組織による手続等）

第13 委員会は、この指示の規定により行わせ又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

（指示の有効期間）

第14 この指示の有効期間は、平成28年10月1日から平成31年9月30日までとする。

第1号様式（第3関係）

リュウキュウアユ採捕承認申請書			
			年 月 日
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿			
			住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
			氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名） 印
沖縄県内水面漁場管理委員会指示28第1号に基づき、下記によりリュウキュウアユの採捕承認を受けたいので申請します。			
記			
1. 採捕の目的			
2. 採捕する尾数			
3. 採捕期間			
	年	月	日から
	年	月	日まで
4. 採捕する場所			
5. 使用する漁具及び漁法			
6. 採捕に従事する者の住所及び氏名			

注 試験研究、増殖又は養殖等の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第2号様式（第4関係）

リュウキュウアユ採捕承認変更申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示28第1号に基づくリュウキュウアユの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

1. 承認番号
2. 変更しようとする事項

項 目	変更前	変更後

3. 変更しようとする理由

注 変更内容の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第3号様式（第5関係）

リュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

下記のとおり、リュウキュウアユ採捕承認証を（亡失・毀損）したので、承認証の再交付を申請します。

なお、後日、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

1. 承認番号
2. 亡失又は毀損した年月日 年 月 日
3. 亡失又は毀損した理由

第4号様式（第6関係）

承認番号 沖内水委第 号

リュウキュウアユ採捕承認証

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

1. 採捕の目的
2. 採捕する尾数
3. 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 採捕する場所
5. 使用する漁具及び漁法
6. 採捕に従事する者の住所及び氏名
7. 制限又は条件

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会

会 長

印

第5号様式（第8関係）

リュウキュウアユ採捕実績報告書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示28第1号に基づき承認されたリュウキュウアユの採捕について、下記のとおり、実績を報告します。

記

1. 承認番号
2. 採捕した場所
3. 採捕した尾数
4. 採捕に用いた漁具及び漁法
5. その他（所見）

注 試験研究目的の採捕の場合は、試験研究成果の概要報告書（様式は任意）を添付すること。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---